住所　東京都豊島区池袋２丁目57番10号
章**蒂蓓**　昭和45年７月19日生
鐘海岩　昭和54年９月１日生
章**瀟**太　平成23年４月26日生
住所　岐阜県各務原市尾崎西町２丁目１番地
付盈盈　昭和53年８月26日生
董**優瀟**　平成21年４月11日生
董子鳴　平成23年９月25日生
住所　神戸市垂水区小束山１丁目２番地
呉恵美　昭和54年１月11日生
住所　兵庫県明石市松が丘５丁目１番９―390号
呉直城　昭和58年２月21日生

○文部科学省告示第一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条の二（同令第七十九条及び第百八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第百三十二条の三の規定に基づき、同令の規定による特別の教育課程について次のように定める。

平成二十六年一月十四日

文部科学大臣　下村　博文

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二（規則第七十九条及び第百八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第百三十二条の三に規定する児童又は生徒に対し、これらの規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

1　日本語の能力に応じた特別の指導は、日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とする。

2　日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）に定める障害に応じた特別の指導を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部改正）

2　学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を次のように改正する。

2中「とする」を「とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（平成二十六年文部科学省告示第一号）に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする」に改める。

○厚生労働省告示第六号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）第十条の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十二条第五項第四号の登録を受けた講習会（以下「登録講習会」という。）として次のとおり登録したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第二十一条第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十六年一月十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地	登録講習会の実施期間
公益社団法人日本食品衛生協会　東京都渋谷区神宮前二丁目六番一号	平成二十六年一月二十日から同月二十二日まで及び平成二十六年二月十八日から同月二十日まで
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会　東京都台東区下谷二丁目一番十号	
一般社団法人日本食鳥協会　東京都千代田区神田東松下町十七番地	

○農林水産省告示第五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町阿野字松尾七三九、字宮分四四四の二、四五〇、四五一、四九七から四九九まで、下分字長野八五、八八の一、八八の三、九八、一〇一から一〇三まで、一〇五、五七一、五七四、五七六、上分字大中尾四七五、四七六、四七八、四七九、四八三、五四二、六三三、六八七、字坂丸一七二、一八七、一九四、二〇〇、二〇〇の二、二〇一から二〇三まで、二〇八、二一六の一、二一六の二、五九九の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字松尾七三九・字宮分四四四の二・四五〇・四五一・四九七から四九九まで・字長野八五・八八の一・九八・一〇一から一〇三まで・一〇五・五七一・五七四・五七六・字大中尾四七八・四七九・四八三・五四二・六三三・六八七・字坂丸一七二・一八七・一九四・二〇〇・二〇〇の二・二〇一・二〇二（以上三十筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇三、二〇八・二一六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一六の二、五九九の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県名西郡神山町阿野字神木四五六、四五九の二、四六〇、四六一、四六三、字宮分四四一、四六三、四六四、五〇〇、六三八の三、六四二の二、六四四、六四五、六七七の二、六八二、六八三の一、字川平一〇五の一、一〇五の三、字屋那瀬一五七、一五九の一、鬼籠野字元山六八六の一、七〇一、神領字北上角九の一、二〇の一、二〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字神木四五六、四五九の二、四六〇、四六一、四六三、字宮分四四一、五〇〇、六三八の三、六四二の二、六四四、六四五、六七七の二、六八二、六八三の一、字川平一〇五の一、一〇五の三、字屋那瀬一五七、一五九の一、字元山六八六の一・七〇一・字北上角九の一・二〇の一・二〇の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年一月十四日

農林水産大臣　林　芳正